

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第15章 水防訓練</p> <p>法第35条の規定により、水防管理団体（町）は、毎年消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。</p> <p>その際は、消防機関のみの水防訓練にとどまらず、住民の防災知識及び災害に対する心構えを確立する意味において、要配慮者利用施設等の関係諸機関と協力し、多くの住民の参加による実態に即した総合的な訓練を実施するよう努める。</p>	<p>第15章 水防訓練</p> <p>水防管理団体（町）は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。</p> <p>非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>また、水防管理団体が主催する水防研修や開発建設部が主催する水防技術講習会へ水防団（消防団）員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。</p>	